

**世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する
申請書作成に係る留意事項（実施要領の別紙様式第1号別添1関係）**

1. 認定基準の各項目に係る農林水産業システムの記載に当たっては、実施要領別紙の認定基準を御確認の上、作成してください。
2. 世界農業遺産への認定申請に当たっては、FAOが策定したGIAHS申請書作成ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を参照して申請書類を作成してください。なお、ガイドラインの仮訳版は、農林水産省HPに掲載していません。
3. 申請地域の農林水産業システムの説明に当たっては、システム全体の繋がりや歴史的背景等のストーリーを第三者が理解できるよう、体系的に記述してください。
4. 世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する地域は、類似する農林水産業を行う他国の状況に触れながら、申請地域の世界的な位置付けが明らかになるように記述してください。
5. 日本農業遺産に認定されている地域が、世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合は、実施要領別紙の第2の1から3の3つの基準に関する事項を、第1の2（1）から（5）の5つの基準に包含する形で記載することとし、第2の1から3に関する項目は立てないでください。
6. 申請地域とは、認定基準のすべてが具現化又は適用されている地域を指しません。耕作地だけでなく、農業生産を促進し支えている生態系サービスのように、農家が長年にわたって有益な機能を開発・利用するために活動・探求してきた周辺の自然環境も含まれます。また、申請地域に付随して、申請システムの保全・管理や持続可能性等に寄与する地域として周辺支援地域を設けることも可能です。申請地域及び周辺支援地域については、申請する農林水産業システムの範囲が特定されるようにできる限り地図上に図示してください。
7. 体裁等については、以下に沿って記載してください。
 - （1）申請書の本文は、MS 明朝、11ポイントで作成してください。
 - （2）申請書に記載する表やグラフには、出典を明記してください。
 - （3）必要に応じて本文中に図や写真を挿入してください。
 - （4）引用文献や参考文献は学術論文の表記方法に準じて記載してください。
 - （5）標題の「世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定申請書」については、どちらか一方のみを申請する場合、該当しない部分を削除してください。
 - （6）様式の朱書き部分は記載の際の参考のため、提出の際は削除してください。